

三次市告示第74号

三次市小規模水稲生産者機械購入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。
。

令和8年3月31日

三次市長 福岡誠志

三次市小規模水稲生産者機械購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業従事者の高齢化や減少に伴い、本市の大半を占める小規模農業者による農地の保全及び農業振興を図るため、基幹作物である水稲栽培に必要な農業用機械を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「農業用機械」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 水稲栽培の用に供するトラクター、田植機又はコンバインであること。
- (2) メーカーが製造し、一般に販売する新品のものであること。
- (3) 中古機械、アタッチメント等の付属品でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し，市内の農地（地目が田であるものをいう。以下同じ。）において水稻を栽培し，出荷・販売している者
- (2) 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が管理する市内農地の登記面積の合計が，30アール以上5ヘクタール未満であること。
- (3) 申請年度の前年産の水稻栽培面積（以下「現況面積」という。）を基準として，3年以内に現況面積から次のいずれかの条件で規模拡大する計画を有する者
 - ア 新たに利用権設定を行い，現況面積より10パーセント以上の農地で規模拡大する者
 - イ 自己所有農地での水稻栽培面積の拡大及び新たに利用権設定を行い，現況面積より20パーセント以上規模拡大する者
 - ウ 自己所有農地のみで，水稻栽培面積を拡大し，現況面積より50パーセント以上規模拡大する者
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）で，「地域計画の区域において農業を担う者」として位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者
- (5) 個人にあつては世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税，料等（以下「市税等」という。）を完納し，法人にあつては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者

（補助金額等）

第4条 補助金の額は，申請者が農業用機械を購入するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の10分の1以内の額とし，30万円を上限とする。ただし，算出した額に千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は，農業用機械を購入する前に，三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添付して市

長に提出するものとする。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (4) 見積書等、補助対象経費を確認できる資料
- (5) 地域計画で、「地域計画の区域において農業を担う者」として位置付けられていることを証する書類又は位置付けられることが確実であることを証する書類
- (6) 個人情報閲覧に関する同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付決定）

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 申請者は、第5条の申請について内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）及び収支予算書（変更）（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を変更し、三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業完了後、速やかに、三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第9号）

- (2) 補助対象経費に係る領収書又は納品書の写し
- (3) 農業用機械の写真（機械全体、型式等が確認できるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金実施状況報告書（様式第10号）及び作付・販売実績書（様式第11号）を毎年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告について内容を審査の上、補助金額を確定したときは、三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（遵守事項）

第11条 申請者は、事業を完了した年度の翌年度から起算して3年以上は、水稻の栽培を継続しなければならない。

2 申請者は、事業に関する帳簿及び書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して、7年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 法定耐用年数（7年）を経過する日までの間に、当該農業用機械を処分し

た場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められる場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市小規模水稲生産者機械購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

3 第8条第2項、第11条及び第12条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 作付計画

（単位：a）

年度 (現況)		年度		年度		年度	
ほ場地番	面積	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積
計		計		計		計	

2 規模拡大の方法（該当する項目に✓を記入してください。）

チェック欄	区分	
	ア	新たに利用権設定を行い，現況面積より10パーセント以上の農地で規模拡大する。
	イ	自己所有農地での水稻栽培面積の拡大及び新たに利用権設定を行い，現況面積より20パーセント以上規模拡大する。
	ウ	自己所有農地のみで，水稻栽培面積を拡大し，現況面積より50パーセント以上規模拡大する。

3 販売計画

（単位：kg）

作物名	年度		年度		年度	
	出荷・販売先	数量	出荷・販売先	数量	出荷・販売先	数量
	計		計		計	

様式第 3 号 (第 5 条関係)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠
三次市補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額		補助金等 充当額	積算根拠
		補助対象経費		
合計				

第 号
年 月 日

様

三 次 市 長



三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金については，三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により，次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助対象の内容等

この補助金の対象となる事業は，三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業で，その内容は，年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

三次市補助金等交付規則第 6 条に規定するもののほか，この補助金に係る法令，告示等に従わなければならない。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

収支予算書 (変更)

1 収入

(単位：円)

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	増減額	積算根拠
三次市補助金				
自己資金				
合計				

2 支出

(単位：円)

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	補助対象	補助金等 充当額	積算根拠
			経費		
合計					

様式第9号（第8条関係）

収支決算書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	決算額	積算根拠
三次市補助金			
自己資金			
合計			

2 支出

（単位：円）

区分	予算額		決算額		補助金等 充当額	積算根拠
		補助対象 経費		補助対象 経費		
合計						

様式第10号（第8条関係）

三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金実施状況報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった、 年度三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

作付・販売実績書（様式第11号）

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

作付・販売実績書

1 作付実績

(単位：a)

作物名	年度	
	ほ場地番	面積
	計	

2 販売実績

(単位：kg)

作物名	年度	
	出荷・販売先	数量

様式第13号（第10条関係）

三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

請求者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた三次市小規模
水稻生産者機械購入支援事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

(振込先金融機関名)	1 普通	2 当座	3 その他 ()				
	農協 本店 銀行 金庫 支店	フリガナ					
口座名義人							
	口座番号						

3 請求者と振込口座名義人が異なる場合は、当該補助金の受領について、上記
の口座名義人に委任します。

様式第14号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市小規模水稻生産者機械購入支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による三次市小規模水稻生産者機械
購入支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）について、三次市小規模水稻生
産者機械購入支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり
取り消したので通知します。

については、この補助金を次のとおり返還してください。

1 交付決定の取消額

交付決定額 金 円

今回取消額 金 円

更正決定額 金 円

2 取消しをする理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還方法 別紙納付書による。

5 納付場所 別紙納付場所による。